

満州事変期における青島日本人居留民の暴動

郭 琿

はじめに

1932年1月9日、中国国民党の機関紙である『民国日報』⁽¹⁾は、「鮮人日本皇帝ヲ狙撃シテ命中セス 日本皇帝観兵式ヨリ還御ノ途中突如狙撃セラル 不幸ニシテ僅カニ供奉車ヲ爆破セルノミニテ犯人ハ即時逮捕セラル⁽²⁾」を表題にして、東京における桜田門事件を報道した。表題のなかの「不幸ニシテ僅カニ供奉車ヲ爆破セルノミ」という言葉は、日本からは天皇への不敬と見られ、抗議を受けた。この不敬記事に対し、上海・天津・青島の日本人居留民も各種の抗議活動を行った。しかし、青島における抗議が暴徒化して、居留民が青島民国日報社を破壊し、青島市国民党部の建物を全焼させる事態となったため、一時日本陸戦隊が上陸することとなった。

満州事変以前の青島日本人社会については、多くの研究成果が見られる。特に、1914～22年、いわゆる第一次日本占領期における日本人社会の形成や構造などに関する研究が目立っている⁽³⁾。また、1926～28年の山東出兵前後の青島日本人社会の動向、特に彼らの帝国意識については、拙稿「山東出兵前後における日本人居留民の動向」⁽⁴⁾において考察した。しかし、満州事変期の青島日本人社会の動向は、満州事変あるいは第一次上海事変と直接関係ない地方的な動きと認識され、これまでほとんど考察が行われてこなかった。

満州事変期における青島日本人社会の動向は、同時期に発生した2つの事件に集約できる。ひとつは、1931年8月に勃発した青島国粹会事件であり、もうひとつは、前記の1932年1月の青島居留民暴動事件である。前者についてはまだ研究が進んでいないが、後者については中国の研究者盛雷の諸研究が挙げられる⁽⁵⁾。この2つの事件は、緊密に関連し、現地における日中の対立を深め、また居留民と総領事館との間に亀裂を生じさせ、現地日本人の帝国意識を高揚させた。

本文では、1932年の青島居留民暴動事件を切り口にして、満州事変前まで遡って青島居留民暴動のメカニズムを考察し、当地における居留民と総領事館の対立および青島居留民の帝国意識を明らかにしたい。

一、青島における日中の対立

1928年、北伐による中国の統一を実現した南京国民政府は、革命外交を打ち出した。これにより、日本の在満州権益が脅威にさらされ、満州における日中関係の緊迫状態が続いていた。満州事変前夜

に至り、このような緊迫感は満州に留まらず中国全土に広がり、とくに経済的軋轢は激化した。1930年1月1日より、南京国民政府は新国税を実施した。この税は、日本人紡績業に対して従来⁽⁶⁾の6倍余りの出廠税⁽⁶⁾を課すこととなった。同時に、輸入税も改定され、酒類・綿布類など日本企業が市場の大半を占める重要な産業に対して従価税4割4分の最高率税を課すこととなった。この新国税および新輸入税の実施は、日本企業および在留日本人にとって、「一ノ経済的挑戦行為」⁽⁷⁾であった。

その時期、青島において当地の日本人漁業をめぐる紛争が起きた。青島は、第一次世界大戦中に日本の占領地となったが、大戦後の1922年に中国北京政府へ還付された。青島の日本人漁業は、その占領期に定着したのである。当時、青島守備軍の補助の下、当地の有力者の中正正樹らが約4万円を投資して青島水産組合を組織し、小港埠頭附近に魚市場および金融組合を設立した。しかも、青島水産組合員以外の漁業は許可されないという青島守備軍の規則が作られた。その結果、同組合は青島の漁業を独占することとなった。この独占状態は、山東還付後も相変わらず続いていた。1931年前後には、青島水産組合は、組合員700人、各種漁船66艘を有し、投資利権は100万円を超え、年間魚類売上額は約30万円に上った⁽⁸⁾。

このような状況を改善しようとする青島市政府は、南京国民政府に対し日本政府と交渉するよう要請し、その一方で1930年末当地の日本人漁業に対しては厳重な取締策を出した。青島海関は、1931年1月24日に「百噸未満ノ汽船及發動機船ニ依ル外国貿易（公海ヨリ入港）禁止」することを告示した。さらに、3月11日には、「五月一日以降ハ中国船舶以外ノ船ニ載舶セル漁獲魚類ノ輸入ヲ禁止」することを発令した⁽⁹⁾。また、青島市政府は、日本人経営の魚市場に中国人仲買人の出入を禁止すると同時に、日本人の加入を禁止する新たな魚市場（中国漁業株式会社と称し、資本金50万円）を設立し、日本人漁業者の販路を断とうとした。

こうして、青島市政府による日本人漁業者を駆逐しようとする一連の政策は、青島居留民を刺激し、後に日本政府の抗議により、その政策は一部緩和したにもかかわらず、青島居留民の対中感情を著しく悪化させた。日本海軍は、「日本漁業者ニ対スル支那官民ノ態度ハ（1931年）三月以降露骨ナル圧迫トナリ邦人ノ感情ハ激化シ（中略）実力ヲ以テ之カ解決ニ処スルノ已ムヲ得サルニ至ル⁽¹⁰⁾」と、経済的対抗が実力的対抗となる恐れに言及した。

中国側の経済的圧迫に対抗するかたちで、1931年4月に青島居留民団および青島日本商工会議所は『治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望⁽¹¹⁾』という小冊子を日本の各要路に送付し、国内の関心を集めようとした。その中身は、法治乱脈、国際条約不履行の中国に治外法権を撤廃させれば、青島日本人社会の利権を根本から動揺することとなるため、中国の治外法権撤廃を断乎反対するという主旨である。

一方、日本人漁業の販路を開くために、青島水産組合は1931年5月より日本人漁獲物の自営販売を青島国粋会に委託した。青島国粋会とは、日本国内にある大日本国粋会の支部であり、実質的には一種の私立警備団であり、各所の招聘に応じて出張警備に当たる組織である⁽¹²⁾。同会は、かつて当地に労働争議が起こった際、各日本紡績工場の警備を担当し、罷業団、工会および国民党部などの反

感を買った。また、同会は、実力を重要視する団体として、日常的に中国人に対して乱暴な扱いをした。そのため、現地中国人の間では同会を「打仗会（中国語で喧嘩会の意味）」と呼び、大いに脅威を感じるとともに、憎悪する人が日々多くなっていった。そのような状況下で、青島国粋会が青島水産組合の後援を受けて鮮魚販売を開始することは、一層中国人、とくに漁業者の反感を招いた⁽¹³⁾。

1931年6、7月頃、中村大尉殺害事件、万宝山事件、朝鮮排華事件が相次いで発生し、次第に中国人の対日感情は悪化した。中国各地において、朝鮮排華事件中の華僑の応援のために排日援僑会が組織され、排日貨ボイコットが引き起こされた。同時期の青島では、日本人漁業をめぐる争議によって陰湿な雰囲気広がりが、ますます事端を醸す恐れが高まっていた。

二、青島国粋会事件

1931年8月18日午後8時過ぎ、当地青島神社の北側にある国粋会本部（氷および魚類の販売を兼営する）の入口にいる中国人孟吉瑞ら2人が国粋会員の通路を妨げたことに発端し、喧嘩となった。付近に居合せた中国巡警が早速現場に駆けつけ、取り鎮めようとしたが、両方とも譲れないうちに見物する中国人群衆が集まってきた。そのような状況下で、国粋会に反感を抱く民衆が投石を始め、次第に闘争は拡大した。午後9時頃に至り、国粋会本部が数千人を超える中国群衆に包囲されたため、青島神社の警備のために出勤していた国粋会員6人が群衆を押し分けて帰還し、防御に努めた。一方、中国人側には一部棍棒などを所持する暴徒が来援し、国粋会側と対峙することとなった。乱闘する急報に接した第三分区の中国巡警は、全員出勤してもこれを容易に鎮静できず、事態がさらに深刻化するだろうと判断し、公安局より保安隊1個中隊を出勤させて、午後10時頃現場に到着した。また、日本側も警察官を派遣して、中国側と協力しつつ鎮撫に努めた。その結果、群衆は次第に四散した。しかし、このときの群衆中の一部暴徒は沿道の日本人住宅に投石し、ガラスなどを破壊し、さらに通行中の日本人に対して投石または殴打などの暴行を加えたあと、逃走した。11時過ぎ、漸く沈静に帰った⁽¹⁴⁾。

事件の顛末に対し、日本側は事件が計画的なものだという認識を持っていた。堀公一在青島総領事代理（川越茂総領事は帰朝中）は、後に外務省への報告において「暴民ノ来襲頗ル急速ニシテ統制アリ且各自棍棒等ヲ用意シ居リ又其投石ニ用ヒタ石材ハ付近ニ求メ得サル物ナル等ノ点ヨリ計画的ニ行ハレタル疑充分ナリ⁽¹⁵⁾」と指摘した。また、在済南陸軍歩兵少佐中野英光が陸軍省への報告において、同様の理由のほか、「青島在泊中ノ第二遣外艦隊球磨ガ十七日夕同港発旅順ニ向ヘルコトモ支那側計画ノ一端ニ加ヘテ観測スルモノアリ⁽¹⁶⁾」と事件の計画性を指摘した。

この騒動は、日本人側に負傷者約28名を出し、被害にあった家屋（投石によるガラスの破損）は33戸、被害額は197円に上った。中国人側には、負傷者10名を出した⁽¹⁷⁾。

突然の事件発生に当たり、青島居留民団は18日事件当夜に行政委員会の決議をもって、領事を通じて、第二遣外艦隊に救援を要請していた⁽¹⁸⁾。さらに、翌19日午後2時から、民団ホールで青島居留民大会を開き、「(一)支那人の邦人に対する非礼圧迫は日を追うて益々盛んならんとす、吾人

はすべからく協力一致以てこれに当るの喫緊の急務なるを痛感す、(二) 今次の暴虐事件の被害者に対して慰謝陳謝並に損害を賠償せしむることを期す、(三) 今後再度かくの如き暴虐を敢てせしめるさらんがため最善の方法を講ぜん事を期す⁽¹⁹⁾」との宣言決議文を可決し、日本の各要路に電報して、世論の喚起を図った。同日、待鳥又一青島居留民団行政委員会長が幣原喜重郎外相に宛てて電報を送り、「空前ノ珍事ハ全ク支那人ノ計画的暴行ニシテ、而モ背後ニ市党部ノ使囁アリテ事件ヲ重大ナラシメタルモノト認メラル、而シテ此種排日の行為ハ日ニ増シ、一同真ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ、依リテ之カ保護ニ対シ不取敢領事館ヨリ抗議中ナルモ、法権問題ヲ控ヘタル今日一層適切ノ処置ヲ講シテ、将来ヲ保障セシムルノ必要アルヲ以テ、此際特ニ何分ノ御考慮ヲ切望ス⁽²⁰⁾」と日本政府の強硬なる態度を望んだ。

8月19日、堀総領事代理は胡若愚青島市長を往訪し、「(一) 治安維持の責任に欠陥あつたと認むるに対し遺憾の意を表すること、(二) 加害者の厳罰、(三) 損害賠償、(四) 将来の保障⁽²¹⁾」を要求し、厳重に交渉した。一方、同日に堀総領事代理は幣原外相に電報し、「東北側ト日本トノ間ニ不快ナル事件頻発シ、本邦輿論モ強硬化シ居ル今日、青島事件ノ解決ヲ遷延スルハ極メテ好マシカラサルニ付、些細ナル面子論ニ捉ハルルコトナク、至急解決ノ要アル⁽²²⁾」と青島国粋会事件を至急解決するため、東北側要路による胡市長の説得方を要請した。このように堀総領事代理の態度は、居留民側と違い、事件の早期解決を望んだ。

この事件については、日本政府も重要視していた。8月20日の閣議において、幣原外相は「今回の暴行はかねて国粋会員の行動に不満を抱いている労働者階級の支那人がそのうつ憤を晴さんとして八つ当りの日本人に突当つたものと思はれる⁽²³⁾」といい、事件の真相を慎重に調査することを決めた。安保清種海相は、居留民保護のため、巡洋艦球磨の青島入港を報告した。しかし、幣原外交に不満を抱く南次郎陸相は中村大尉殺害事件を引き合いに出して、今回の事件の実力解決を望んだ。結果、事件の処置は幣原外相に一任することに決定した。同日、幣原外相は堀総領事代理に対し、事件の迅速な地方的解決を訓令した⁽²⁴⁾。同時に、堀総領事代理の意見に応じて、在北京・天津・奉天の外交官に対し、各要人を介して張学良より胡市長に論達させるよう訓令した⁽²⁵⁾。

こうして、8月23日午後3時、胡家鳳市長代理（胡若愚市長は病気）と堀総領事代理は、国際倶楽部において会見を開いた。中国側は遺憾の意を表し、犯人処罰および治安維持について約束した。日本側は、事件に関係なき負傷者に対しても遺憾の意を表した⁽²⁶⁾。外交上において、交渉は一段落を告げた。

三、青島における居留民と総領事館の亀裂

しかし、この結果に対して、居留民側は不満を抱えていた。青島居留民団の電報を受け、事件真相を調査に来た満州青年連盟の大羽時男理事は、8月25日に開かれた居留民大会第三次実行委員会を傍聴し、大会の様子を「委員会の空気は領事館の態度に少からぬ不満であつた。某委員は中国側が陳謝し、日本国側が『気の毒に存ずる』とは双方同じと見做れるが、今度の交渉は在留民は決して喜ん

で居ない、殊に陳謝が国際倶楽部でなされたことの不満を実行委員会が表明した⁽²⁷⁾」と記している。また、一般居留民の様子については、「本事件に対する交渉顛末を見て居留民の某氏は、現在迄の解決については決して満足して居るものではない、此の上は徒らに官憲を責むるより我々は直接胡市長に面会して隔意なき意見の交換を行ふ、所謂国民外交として公明正大に堂々折衝し、殊に胡市長の声明の如く反日の如きは絶対に弾圧して機能を停止せしむると云ふことが事実にあるならば断然之等の存在を撤去し、日支間に於ける不快の念を根本から除去すべきである⁽²⁸⁾」と記している。このような状況に対し、大羽は「一般居留民の態度は益々硬化して領事が民意を無視、所謂幣原軟弱外交の流を汲んで帝国の威信を傷つくるが如きことあらば国民として当局の交渉を認めずと領事に対しては重大なる決意を表示するに至るやもはかり知られざる情勢にある⁽²⁹⁾」と述べた。大羽の報告を通して、青島居留民と総領事館の間にわだかまりが見える。

そして、満州事変の勃発は、青島居留民の憤懣が噴出するきっかけとなった。9月、青島居留民大会の名義で『法権撤廃問題に直面して母国朝野に懇ふ⁽³⁰⁾』、『青島事件の善後交渉は如何に進みつつあるか⁽³¹⁾』、との2部の小冊子を国内に向けて発行した。前者は、同年4月に発行した小冊子の主旨に類似し、鉄道運賃の中外貨物差別待遇、市税の強要、借地権に関する協定違反、不合理なる水道予納金の増徴など青島における司法上の事例を羅列し、青島市政府ないし中国政府の統治および排日的政策を攻撃したものである。後者は、8月18日の青島国粹会事件に対する青島総領事館の交渉不利を訴え、交渉要求の徹底を催促し、青島総領事館ないし幣原外交に対する不満を表すものである。いずれの文書においても、被害者の立場から訴え、満州事変の火に油を注ぐものであった。

10月3日、貴族院満鮮視察団第二班団長大河内輝耕子爵以下7人が神戸を出帆し、青島に赴くこととなった⁽³²⁾。その際、青島居留民団行政委員副会長山本仙、青島日本商工会議所副会頭北野順吉、青島取引所事務理事安藤栄次郎、時局研究委員会委員長村地卓爾、副委員長津下信義、弁護士吉田謙など当地日本人社会の有力者が寄稿して『山東の実情を貴族院議員諸賢に懇ふ⁽³³⁾』を編集し、参考資料として視察団に提出した。そのなかで、山本副会長は「今回奉天地方に於ける日支兵衝突問題を機会に何とか有利に是等の問題を解決して頂き度いと思ふのであります、即ち（一）全体的に申上ぐれば支那全土に於ける排日排貨の禁止、（二）当地地方的に申上ぐれば此際左記華府条約の履行を迫ることであります、（イ）外人の市政参与権、（ロ）膠済鉄路沿線商埠地の開放、（ハ）港湾の拡張等」とその目的を隠さずに述べた。

さらに、10月28日に山東居留民大会が開会され、満州事変の善後策として、満蒙問題のみならず山東懸案をも併せて解決すべきである、という意向を示した。この考え方は、満州青年連盟の声援を受け、飛檄による宣伝が行われていった。ここにおいても、「山東省に於ける日支の関係を華府會議条約以前の状態に還元すべし⁽³⁴⁾」とその目的を明白に打ち出していた。

このような過激な言動は、中国側の警戒を招いた。青島市政府は「日本居留民ハ之（満州事変）ヲ切ツカケニ事端ノ醸成ヲ図リ、青島ノ再占領ヲ実現セシメムト策謀シツツアリ⁽³⁵⁾」と抗議した。これに対し、総領事館は「中国側懸念ノ点ハ全ク杞憂ニ過キサル⁽³⁶⁾」という旨を回答し、居留民を庇っ

た一方、ますます常軌を逸す居留民の言動に注意を深めた。11月21日、幣原外相が川越総領事に対し、「貴地方居留民中今回ノ事変ヲ利用シテ山東懸案問題ヲモ解決セムトスルノ要望昂マリツツアルコトハ、貴地方居留民大会等ノ行動ニ照ラシ、想像シ得ラルル所ニシテ、特ニ国粹会等従来ノ言動ヨリ推シ此機会ニ貴地方ニモ出兵セシメ、実力援護ノ下ニ各問題ヲ望ム儘ニ片付ケムトスル野望ヲ逞シウシ居ル者無シトセサルヤニ察セラルル処（中略）之カ為メ貴地在留民中出兵ニヨリ何等利益ヲ予想スル分子ノ妄動及貴地方ニ一騒動ヲ起シテ出兵ノ口実ヲ作ラムトスル一部浪人等ノ策動ヲ益々挑発スルノ惧アリト認メラルル就テハ此点ニ付テ（中略）今後共一層ノ注意ヲ以テ前記ノ如キ策動ヲ厳戒セラレ必要ニ応シ相当ノ弾圧ヲ加ヘラルル等ノ方法ニ依リ是等ノ分子ニ乗スヘキ機ヲ与ヘサル様鋭意御手配アリタシ⁽³⁷⁾」と訓示し、居留民の過激な言動に対する厳重な取締りを命じた。

こうして、青島国粹会事件以降、総領事館の処置に不満を持つ居留民は、総領事館の制御を脱して自力で中国側との問題を解決しようとしていた。しかし、彼らの過激な言動は外交上の不都合をもたららし、結局総領事館の取締りを招いた。これによって、居留民と総領事館のわだかまりは一層拡大し、対抗的な立場を取るようになった。

四、不敬記事による暴動事件

1932年1月9日、『青島民国日報』は、「韓国不滅 義士李霍索が日本皇帝を襲撃未遂 爆弾が車後に落す 僅か馬は微傷 身辺に尚爆弾一枚が準備された⁽³⁸⁾」を表題とする記事を掲載した。川越総領事は、直ちにこの不敬記事に関して、青島市政府に抗議し、日報社の陳謝を要求した。沈鴻烈⁽³⁹⁾青島代理市長は、事端を防ぐため、ひとまずその要求を受け入れた。しかし、総領事館と市政府が了承を得ようとした途端、一部の居留民が青島居留民団の支援を受けて暴動を起し、青島民国日报社と青島市国民党部を相次いで破壊した。

1932年1月12日午前9時、洋装男子2人が日報社内に拳銃を発射して放火する事件が発生した。中国側は、犯人を日本人と推察するがその確証は得られなかった。同日午後3時より、居留民700余人が民団ホールに集まり、「(一) 市政府の公式陳謝、(二) 市党部の解散、(三) 『民国日報』の廃刊、(四) 右達成の為有ゆる手段を講ずること⁽⁴⁰⁾」との決議を可決した。大会解散後、70名の実行委員は4班に分かれ、決議をもって、市政府、日报社、市党部および総領事館を往訪することとなった。途中、青島神社を参拝して氣勢が高揚していた居留民の一部は、日本警察官の制止にもかかわらず、実行委員に随行した。午後8時過ぎ、数百名の居留民は先ず日报社に向かい、同建物の窓ガラス等を破壊した。さらに午後9時頃、市党部に向かい、党部建物に放火して同建物を全焼した。

事態の重大化を鑑み、また中国側の復讐を懸念した川越総領事は、午後10時に第二遣外艦隊の出雲および八雲の2艦より陸戦隊500人を上陸させたが、居留民は10時半より漸次退散した。

事件について、川越総領事は、外務省への報告書において「本件ノ真相ハ予テ党部ノ排外的行為ニ憤慨セル一部邦人カ今回ノ不敬事件ヲ機トシ党部打倒ヲ企図シ此ノ拳ニ出デタルモノ⁽⁴¹⁾」と認めしたが、中国側に対しては強硬な態度を示し、居留民の責任を庇おうとした。事件翌日の13日正午、

川越総領事は市政府に対して、「(一) 本件発生ノ縁由カ我皇室ニ対スル再度ノ不敬行為ニ在ルコト、(二) 治安ノ維持ハ支那側当然ノ責務ニシテ本件発生モ要スルニ支那側カ其ノ当然ノ責務ヲ尽ササリシニ依リモノニシテ我方トシテハ全警官ヲ出動シ極力暴行阻止ニ努メタルノミナラス、之カ鎮圧ノ為已ムヲ得ス陸戦隊ヲモ上陸セシメ最善ヲ尽シタリ、従ツテ本件発生ニ付我方ニ於テ支那側ニ対シ何等責任ヲ負フヘキ理由無キコト、(三) 取調ノ結果邦人中犯罪者アリタルトキハ右ハ当然我方ニ於テ適法処分スルコト⁽⁴²⁾」という態度を示し、責任を中国側に押し付け、居留民の暴行を庇おうとした。そして中国側に対し、「(一) 市政府による書面上の公式陳謝、(二) 民国日報社長による陳謝公示、(三) 『民国日報』の十日間の停刊および不敬記事関係者の更迭、(四) 『民国日報』復刊の際に不敬記事に関する陳謝公示⁽⁴³⁾」を求めた。

これに対し、沈市長は居留民の責任を追及し、「(一) 領事館より遺憾の意を表すること、(二) 犯人の逮捕処罰、(三) 損害賠償、(四) 将来の保障⁽⁴⁴⁾」を提出すると同時に、民国日報社長劉幼亭を総領事館に向かわせて不敬記事に関して陳謝させ、さらに10日間の停刊を承諾させた。市政府の隠忍自重の姿勢は、総領事館の了解を得られ、両者の妥協が実現した。

しかし、総領事館の決議に不満を示す居留民側は、2回にわたって市政府を包囲し、代表者を派遣し、総領事館を越して直接に中国側との交渉を図った。彼らの要求に対し、市政府は「必ず日本総領事館と直接に交渉すべき」ということを理由にしてこれを拒んだ⁽⁴⁵⁾。

1月13日夕方、中国側の抗議ならびに事態沈静に応じて陸戦隊約300名が帰還し、残り約200名は警戒隊として武装せずに総領事館および民団建物内の海軍連絡隊に分屯した。その際、八雲艦長は居留民に対して、「我陸戦隊ノ任務ハ専ラ居留民保護ニアリ、然レ共万一我領事館ノ警察権ニ反抗盲動スル者アラハ、其ノ何人タルヲ問ワス正当ナル我警察権擁護ノ為メ断乎タル処置ニ出ツルコトアルヘシ⁽⁴⁶⁾」と警告した。

1月14日、居留民側を鎮撫するため、沈市長、総領事館代表、居留民団代表の三者会議が、市政府において開かれた。その結果、会談後の16日、青島市党部は事務停止を公示し、その管下の『青島民国日報』も停刊することになった。こうして、居留民側の要求はほとんど達成された。

1月18日、陸戦隊が全部撤退し、居留民の状況も平穏に戻った。その後、事件賠償問題について交渉が行われたが、上海日本僧侶殺害事件が発生したことにより、日中交渉の重心はすでに上海に移っていた。また、総領事館は首謀者の取調べに着手したが、川越総領事によれば、「今次事件発生以後ノ状態ハ表面一応平静ニ帰シタルモ騷擾犯人検挙ニ着手シテ以来居留邦人の態度一変シ捜査困難トナリ、殊ニ最近ノ上海事件ニ刺激セラレ不良ノ徒輩ハ勿論、相当有識者迄モ手続き交渉等ハ実効ナク、総テ問題ノ解決ハ実力ノ行使ニ限ルトノ感ヲ抱キ始メ⁽⁴⁷⁾」と居留民側が領事館と対抗し、第一次上海事変に乗じて再び事態を混乱させようとしていた状況が分かる。しかも、事後処置は物的証拠の収集が不可能となったため、取調べが困難であった。結果、数名の関係者を退去処分にしただけで終了した。

第一次上海事変勃発に伴い、青島居留民の情勢は再び不穏となった。事件の再発を防止するため、

川越総領事は警察官の増派を外務省に要請した。2月13日、新しく赴任した犬養毅内閣の芳澤謙吉外相は、「当地在留邦人は御承知ノ通、久シキニ亘ル軍政時代ト前後二回ノ出兵ノ経験ニ依リ、軍力ニ頼ルコト甚タシク、又出兵ニ依リ思ハサル利得ヲ取メタルモノモアル關係上、此等ノ連中ハ自己ノ利害關係上出兵ヲ希望シ甚タシキニ至リテハ、青島ヲ還元（華府會議以前ノ状態ニ復スヘシトノ主張）ヲ夢見ルモノスラ鮮カラス、從テ当地方面ノ問題ハ主トシテ此等無識短見ノ徒ノ策動取締ニ存スヘキナリ⁽⁴⁸⁾」と青島居留民の動向を指摘し、引き続き当地居留民を抑制する方針を訓示した。川越総領事の要請に応じて、青島方面に警察官が増派され、治安維持および居留民の盲動取締りが強化された。

おわりに

青島において、国民政府の革命外交政策は、当地の日本人漁業問題のかたちで具現化した。この日中対抗の結果として、1931年8月の青島国粹会事件が発生した。この事件の発生は、その後の一連の連鎖反応を引き起こした。事件の拡大を避けるための総領事館の処置は、居留民の不満を買い、その結果として総領事館の居留民に対する統制力を著しく低下させた。ちょうどそのとき勃発した満州事変は、居留民に強烈な刺激を与え、これに乗じて山東問題を一緒に解決しようという発想に繋がっていった。その後の居留民の言動や実践は驚くほど強行的で、外務省および総領事館の取締りを招いた。これによって、居留民と総領事館に軋轢が生じ、両者の対立をもたらした。こうして、1931年8月の青島国粹会事件は、青島における日中関係の緊迫を表面化させ、居留民と総領事館との間に亀裂を生じさせ、後の居留民暴動の遠因となっていった。

1932年1月の『民国日報』不敬記事は、居留民に中国側への復讐の機会を与えた。同時に、総領事館を信用しない居留民は、この機会に乗じて自力で青島における中国政府の排日的経済政策を一気に転換させようと考えた。彼らが考えた解決法は、前記山東居留民大会の決議である「山東省に於ける日支の関係を華府會議条約以前の状態に還元」すること、すなわち山東をもう一度日本の植民地とすることであった。しかし、この目的を実現するためには、山東出兵や満州事変のような日本軍の出動が必要であると考え、日本軍が出動できるような口実を作り上げるためには、居留民の生命財産がかかわる重大事件を引き起こさなければならないという結論に至ったのである。このようなメカニズムで、青島居留民は最終的に暴動という極端な道を選んだ。

1931年8月の青島国粹会事件および1932年2月の青島居留民暴動は、両者とも日本人居留民と中国革命外交、特に排日的経済政策との対抗の結果であった。そして後者は、前者のための中国側への復讐という性格を帯びていたのであった。

注(1) 『民国日報』：1916年に上海で創刊した新聞紙である。1924年以降は国民党中央機関紙となった。満州事変後は、国民党の政策により、排日の宣伝口となったが、1932年の不敬記事事件のため、停刊となった。

(2) 元の中国語の表題は、「韓人刺日皇未中 日皇閱兵畢返京突遭狙撃 不幸僅炸副車凶手即被逮 犬養内閣全体引咎辭職」である。『上海民国日報』1932年1月9日掲載。(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06050118400, 枢密院文書・議事 昭和ノ一・昭和二年～昭和十年 (国立公文書館))

- (3) 本庄比佐子「膠州湾租借地内外における日本の占領当地」（本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済 1914-22年』東洋文庫, 2006年, 1~26頁）。柳沢遊「1910年代日本人貿易商人の青島進出」（『産業経済研究』27(1), 久留米大学産業経済研究会, 1986年6月, 203~239頁）。郭琿「青島占領期における日本の山東経営 1914-22年」（『学術研究：人文科学・社会科学編』（66）, 早稲田大学教育・総合科学学術院教育会, 2018年3月, 187~201頁）。
- (4) 『学術研究：人文科学・社会科学編』（67）（早稲田大学教育・総合科学学術院教育会, 2019年3月）に掲載予定である。
- (5) 盛雷「1932年青島日僑一一二暴動研究」（『抗日戦争研究』2012年03期, 75~88頁）, 「沈鴻烈与 1932年青島日僑“一一二”暴動」（『蘭台世界』2011年07期, 29~36頁）, 「“一・二八”事変爆発前夕の青島日僑暴動探析」（『東岳論叢』2012年03期, 45~49頁）。盛論文は, 中国側の資料を用いて, 青島居留民暴動事件の経緯や外交交渉や国民政府の外交方針などを分析した。
- (6) 出廠税：中国で清末から徴収する国税の一つである。在華外国企業が徴収対象となり, 通常の税率は5%であった。
- (7) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C14120181200, 公刊昭和6.7年支那事変史上（公刊昭和6.7年事変海軍戦史原稿）（防衛省防衛研究所）。
- (8) 青島市史誌辦公室編『青島市誌・外事誌／僑務誌』（新華出版社, 1995年）157~159頁。JACAR：C14120181200。
- (9) JACAR：C14120181200。
- (10) 同上。
- (11) 青島居留民団・青島日本商工会議所編『治外法権撤廃に対する青島在留同胞の要望』（青島居留民団・青島日本商工会議所, 1931年4月）。
- (12) 青島国粋会：青島在住の浪人志摩澄彰が, 真踏会という結社を組織し, 壮年無職者を自宅に宿泊させ, 主に工場争議の際における警備, 神社祭典または邦人運動会などの取締, 喧嘩の仲裁などを事業としていた。同会は, 1930年3月に日本国粋会総本部より本部として認められ, かつ在青島総領事館の認可を得たため, 拡張して「青島国粋会本部」を設立した。幹事長以下役員20人, 会員100余人のほか, 常備員10人, 予備員50人を有した。1932年2月20日に解散した。（外務省編纂『日本外交文書 昭和期1第1部第5巻』（外務省, 1995年）813頁。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C05021542500, 公文備考 昭和6年D外事巻6（防衛省防衛研究所）。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04012394100, 各国ニ於ケル協会及文化団体関係雑件／中国ノ部（外務省外交史料館））
- (13) JACAR：C05021542500。
- (14) 青島国粋会事件の経緯について, 在青島堀総領事代理の報告（「国粋会員と中国人との喧嘩に端を發した暴行事件の顛末につき報告」「青島国粋会の現状および事件経緯などにつき回答」前掲, 外務省編纂『日本外交文書 昭和期1第1部第5巻』808~809, 813~814頁）, 参謀本部の報告（JACAR：C05021542500）, 在濟南陸軍歩兵少佐中野英光の報告（JACAR：C14061039100）, 在北京中華民國主勤帝国公使館附武官輔佐官永津佐比重の報告（JACAR：C14061039800）が主な参考となる。しかし, 事件の細部について, それぞれに食い違いがあるため, 外交文書を基準とする。
- (15) 前掲, 外務省編纂『日本外交文書 昭和期1第1部第5巻』814頁。
- (16) JACAR：C14061039100。
- (17) 前掲, 外務省編纂『日本外交文書 昭和期1第1部第5巻』814頁。JACAR：C05021542500。
- (18) JACAR：C05021542500。
- (19) 『東京朝日新聞』, 1931年8月20日朝刊。
- (20) 前掲, 外務省編纂『日本外交文書 昭和期1第1部第5巻』810頁。
- (21) 『東京朝日新聞』, 1931年8月23日朝刊。
- (22) 前掲, 外務省編纂『日本外交文書 昭和期1第1部第5巻』811頁。

- 23 『東京朝日新聞』, 1931年8月21日夕刊。
- 24 前掲, 外務省編纂『日本外交文書 昭和期1第1部第5巻』811頁。
- 25 同上, 812頁。
- 26 JACAR: C05021542500。
- 27 満洲青年聯盟史刊行委員会編『満洲青年聯盟史』(原書房, 1968年)512~517頁。
- 28 同上, 512~517頁。
- 29 同上, 512~517頁。
- 30 青島居留民大会編『法権撤廃問題に直面して母国朝野に懇ふ』(青島居留民大会, 1931年9月)。
- 31 青島居留民大会編『青島事件の善後交渉は如何に進みつつあるか』(青島居留民大会, 1931年9月)。
- 32 『東京朝日新聞』1931年10月3日朝刊。
- 33 青島居留民団・青島日本商工会議所編『山東の実情を貴族院議員諸賢に懇ふ』(青島居留民団・青島日本商工会議所, 1931年10月)。
- 34 山東全省居留民大会編『山東と日本の関係』(山東全省居留民大会, 1931年10月)。
- 35 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02030205400, 満洲事変(支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日, 支軍衝突関係) / 在留邦人保護, 引揚, 避難及被害関係 / 保護, 引揚及避難関係 第八巻(外務省外交史料館)。
- 36 同上。
- 37 同上。
- 38 元の中国語の表題は, 「韓国不亡義士李霍索 炸日皇未遂 炸彈落車後僅馬微傷 身旁尚準備炸彈一枚」である。『青島民国日報』1932年1月9日掲載。筆者が翻訳した。(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C14120181300, 公刊昭和6.7年支那事変史上(公刊昭和6.7年事変海軍戦史原稿)(防衛省防衛研究所))
- 39 沈鴻烈: 中国国民党海軍第三艦隊(東北海軍)副司令官。満洲事変後, 張学良の命令によって, 東北海軍艦隊を率いて青島に移駐した。1931年12月16日, 南京国民政府により青島代理市長に任命され, 翌年1月21日, 正式に青島市長に任命された。(前掲, 盛雷「沈鴻烈与1932年青島日僑“一一二”暴動」)
- 40 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02030205500, 満洲事変(支那兵ノ満鉄柳条溝爆破ニ因ル日, 支軍衝突関係) / 在留邦人保護, 引揚, 避難及被害関係 / 保護, 引揚及避難関係 第八巻(外務省外交史料館)。
- 41 同上。
- 42 同上。
- 43 前掲, 盛雷「1932年青島日僑一一二暴動研究」。
- 44 JACAR: B02030205500。
- 45 前掲, 盛雷「“一・二八”事変爆発前夕の青島日僑暴動探析」。
- 46 JACAR: B02030205500。
- 47 同上。
- 48 同上。